

## 消費税改定による 上・下水道料金などの変更

消費税法などの改正により、消費税率（地方消費税率を含む）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、4月1日から消費税（地方消費税を含む）相当額の増額分を水道料金・簡易水道使用料金、加入金および下水道使用料に反映しますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、水道料金と簡易水道使用料金、公共下水道使用料は、消費税法の経過措置に基づき、3月31日以前からご使用され、4月1日以降も継続してご使用の方は、**4月以降2回目の検針分からの適用**となります。

また、特定環境保全公共下水道・農業集落排水・漁業集落排水・公設浄化槽をご使用の方は、定額使用料のため**4月使用分からの適用**となります。

▶水道料金に関する問い合わせは、水道部業務課（☎62・1632）、下水道使用料に関する問い合わせは、下水道総務課（☎66・1028）へ。

## 政策評価判定員を募集

市の政策について、市民の皆さんと共に議論・評価し、今後の政策へのご意見をいただく「市民による政策評価会」（以下評価会）を開催。参加していただく市民判定員を募集します。

この評価会は、昨年度、市の事業・施策を市民の皆さんに評価していただき、意見をいただく機会として実施した「公開事業評価」を発展させ、名称を変更し実施するものです。

【日時】6月1日(日)9時～18時

【場所】市政記念館

【内容】市の政策について説明を聞き、それを受けた市民評価員などの議論を傍聴し政策を評価。

※質問や意見の表明も可。

【応募資格】市内在住の18歳以上の人

【募集定員】3人

【申し込み方法】4月11日(金)までに電話で企画政策課へ。

【その他】公募に加え、無作為抽出による市民判定員の募集も実施（定員15人）。

▶詳しくは、企画政策課（☎66・1042）へ。

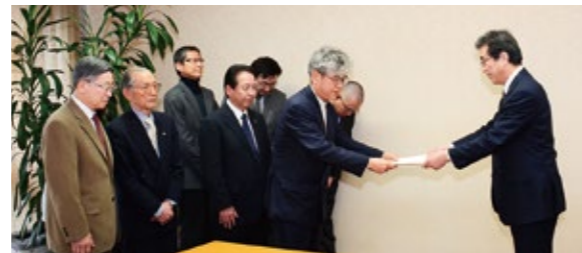
## 「市民病院跡地利用のあり方懇話会」 から提言

市民病院跡地利用のあり方懇話会（座長 宗本順三 京都美術工芸大教授 京都大名誉教授）では、4月に移転する市民病院の跡地利用のあり方について、半年間にわたり議論が行われ、3月17日に市長へ「提言書」が提出されました。

提言では「市民の健康増進や、世代・障害の有無を超えた多様な交流・にぎわいの拠点」として利用する方向性などが示されました（提言書は市ホームページで閲覧可）。

今後、市では提言を十分に踏まえ、具体的な跡地利用を検討します。

▶詳しくは、企画政策課（☎66・1042）へ。



▲提言書を市長へ手渡す市民病院跡地利用のあり方懇話会の皆さん

## 「政策づくり塾」塾生を募集

市民の皆さんと市職員が、公共政策について共に学ぶ「政策づくり塾」を開設。塾生を募集します。

【開催日程】4月～来年3月に月1～2回程度。

18時30分～20時30分

【場所】西駅交流センター ほか

【内容】

《第一部》市の政策のつくり方を学ぶ

◆公共政策や市の政策に関する講義

◆市の課題の解決方法をグループワークで検討

《第二部》地域での公共活動を学ぶ

◆地域公共活動に関する講義

◆地域公共活動を実践・報告

【塾長】窪田好男・京都府立大公共政策学部准教授

【応募資格】市内在住か在勤の30歳～49歳の人

【募集定員】6人程度（多数の場合抽選）

【申し込み方法】4月11日(金)までに、住所、氏名、年齢、性別、電話番号、応募にあたっての思い（テーマは自由）を記載し、郵送か持参、ファクス、電子メールで企画政策課へ提出。様式は自由。

▶詳しくは、企画政策課（☎66・1042）へ。

## 【条例の主な改正点】

①指定催しの指定	消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なもので、火災が発生した場合に人命及び財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを「指定催し」として指定します。 なお、催しを指定するときは、あらかじめ催しを主催する者の意見を聴き、これを指定した際は催しを主催する者に通知し、公示します。
②指定催しの防火管理	①の指定催しの指定を受けた催しを主催する者は、「防火担当者」を定め、当該催しに対する「火災予防上必要な業務に関する計画」を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせることを義務付けます。 また、指定催しを開催する日の14日前までに当該計画を消防署長へ提出することを義務付けます。
③露店開設の届出	祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者の集合する催しに際して対象火気器具等を使用する露店を開設する場合は、「火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出」を消防署長へ届け出ることを義務付けます。
④罰則	①の指定催しを主催する者に対し、火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった場合、罰則を科することを定めます。

▼詳しくは、消防本部予防課（☎66・1191、FAX 64・520）へ。

提出された意見などを考慮して最終案を作成。また、意見の概要と意見に対する市の考え方を整理し公表します（氏名などは公表しません）。

提出された意見の取り扱い

消防本部、情報公開コーナー、西支所、加佐分室、各公民館、大浦・城南会館、東西図書館、東・西消防署、東消防署出張所で閲覧可。市・消防本部ホームページにも掲載。

## パブリック コメント

## 安全に楽しめる催しへ 舞鶴市火災予防条例（案） に意見を



市では、昨年近隣市の花火大会で発生した火災の教訓を踏まえ、屋外の催しでの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しをする主催者に対し、防火担当者を定め、火災予防の計画書の作成を義務付ける「舞鶴市火災予防条例」の改正を進めています。

また、市民の皆さんから意見を募集します。

提出方法

様式は自由。住所、氏名、電話番号を記入し、「舞鶴市火災予防条例の一部を改正する条例（案）」に対する意見

と明記し、郵送か持参、ファクス、電子メールで消防本部へ。匿名、電話、口頭による意見は受け付けません。

### 募集期間

4月28日(月)まで

### 骨子（案）の公表場所

## 防災行政無線からの音楽 舞鶴イメージソングを試験放送

毎日夕方に通信状況の確認のため定時に流している防災行政無線の音楽を4月1日～30日、「市制施行70周年記念事業」で作製した舞鶴イメージソング「My hometown 舞鶴 - このタカラモノを未来へ - (ピアノバージョン)」に変更します（5月以降の音楽は現在調整中）。また、夕方の放送時間も4～9月まで18時に変更。なお、一部地域に流している正午の音楽は、4～6月まで「エーデルワイス」を放送します。

▶詳しくは、危機管理・防災課（☎66・1089）へ。

## り災証明書 発行手続きは税務課へ

4月1日から「り災証明書（火災以外）」の申請窓口を税務課に統一します。

今までは、市が災害対策（警戒）本部を設置したときの災害は税務課、それ以外は危機管理・防災課が窓口となっていました。

なお、火災による「り災証明書」の申請窓口は、従来どおり東・西消防署です。

▶詳しくは、税務課（☎66・1027）へ。